

社会労働委員會議録第二十六号

昭和三十年六月二十二日(水曜日)
午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事中川 俊思君 理事松岡 松平君

理事大橋 武夫君 理事山下 春江君

理事山花 秀雄君

植村 武一君 白井 莊一君

龜山 孝一君 草野 一郎平君

小島 徹三君 床次 徳二君

森山 欽司君 横井 太郎君

越智 茂君 中山 マサ君

八田 貞義君 岡本 隆一君

多賀谷眞穂君 滝井 義高君

中村 英男君 受田 新吉君

吉川 兼光君 中原 健次君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

(保険局長)

通商産業事務官 正木 崇君

(鉱山保安局長)

運輸事務官 武田 元君

(船員局長)

労働基準監督官 富樫 總一君

(労働基準局長)

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

専門員 山本 正世君

六月二十一日

委員小島徹三君、堂森芳夫君及び吉

川兼光君辞任につき、その補欠とし

て芦田均君、岡良一君及び井堀繁雄

君が議長の名で委員に選任され

た。

同月二十二日

委員芦田均君、井堀繁雄君及び岡良

一君辞任につき、その補欠として小

島徹三君、吉川兼光君及び堂森芳夫

君が議長の名で委員に選任され

た。

六月二十一日

医師国家試験予備試験の受験資格の

特例に関する法律案(大石武一君提

出、衆法第二二二号)

歯科技工法案(内閣提出第一三三三

号)

同月二十日

クリーニング業法の一部改正に関す

る請願(塚原俊郎君紹介)(第二四〇

二号)

同(難民引取君紹介)(第二四〇三三

号)

同(横川重次君紹介)(第二四〇四四

号)

同(保科善四郎君紹介)(第二四三三

号)

同(小牧次生君紹介)(第二四三三三

号)

同(吉川久衛君紹介)(第二四三四四

号)

同(龜山孝一君紹介)(第二四三五五

号)

同(滝井義高君紹介)(第二四六八八

号)

同(森島守人君紹介)(第二四六八九

号)

同(西村彰一君紹介)(第二四七〇七

号)

同(小金義照君紹介)(第二四九八八

号)

同(栗原俊夫君紹介)(第二四九九九

同(加藤常太郎君紹介)(第二五〇五

号)

同(安藤覺君紹介)(第二五〇二二

号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第二五〇三三

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

号)

同(白井莊一君紹介)(第二四三八八

けい肺及び外傷性せき腫障害に関す

る特別保護法案を議題とし、質疑を続

行いたします。森山欽司君。

○森山委員 前会逐条的に質疑事項が

残っておりまして、政府の所見を

お伺いしたいと思います。

第二条第一項第二号に、粉塵作業と

して「けい肺を生ずるおそれがないと

認められる政令で定める作業を除く。」

となっておりませんが、これについて

は、けい肺審議会において三年間けい

肺健康診断をやってみて、それから政

令を定めるのだということでありま

す。が、そういうことでございませう

か。

○富樫(総)政府委員 審議の過程にお

いては、そういう話もありましたが、

それだけということではなく、今後さら

にけい肺審議会においてもっと具体的

に審議する、こういう予定になってお

ります。

○森山委員 もっと具体的に審議する

というの、どういうことですか。

○富樫(総)政府委員 確かに三年間全

然実績が出てこないというの、一つの

基準であり得る。しかし、政府の健

康診断によつて、現在すでに過去十年

なり二十年という粉塵作業に従事し

ておったにもかかわらず、全然起つてお

らないというものも考えられる。それ

からいわずに、限度が千である。千

であるというところについては問題が

ありますけれども、明瞭に百とか五十

とかいうふうに、通常考えられている

幅の限度より極度に低い。そうして

す。

けい肺が診断の結果現在一人もいない

というふうなものも一つの基準にもな

り得る。そこら辺はもう少し基準を検

討したい、こういうことであります。

○森山委員 そうしますと、六月九日

の本委員会の公聴会で、北里参考人が

「金属鉱山に例をとって申し上げま

す、石灰石あるいは石膏あるいは石

綿、水銀というふうな業種は、一応鉱

業法の鉱物の採掘ではございませう

けれども、ただいま申し上げたように、今

までにけい肺の一人も発生しない事業

場がございませう。また将来も、岩石

の他の分析によつて、科学的にその可

能性がないということが立証されてお

るものであります。こういうものも、

当分の間一応粉塵作業としてやるとい

うのはおかしいという見解を述べてお

るのですが、この種の事業場は、さし

あたり審議の上で政令で除く、こうい

う御意図を持っておられるわけござ

いますね。

○富樫(総)政府委員 ただいまのおあ

げになりました岩石は、そのものの自

体にはけい酸を含んでおらないのであ

りますが、それを掘る際に、まわりから

石英なり花崗岩なりから一落に遊離け

い酸が出る場合がむしろ多いのであり

ます。従いまして、さしあたりは除か

ないで、現地の調査の結果、この山は

なるほどほとんどに出ないというよう

なことがわかった場合にそれを逐次は

ずしていく、こういう考えであります。

○森山委員 これは北里参考人がその

際、粉塵作業場ならばこれはこの法

則、

の対象になる。ただ粉塵作業場を持つておるからこれに対して適用され、しかも、その結果は負担を負わされるという事は、少し趣旨が違ふのじやないかと思ふのであります。これはおそれなく保険財政といったような意味合いから、その範囲を拡大されているのじやないかと思ふのであります。

○富樫(總)政府委員 保険財政の見地ではございません。つまり北里氏の言つたのは、別表第二表の濃度の濃い粉塵作業だけでいいと考えられるのに、それに相当の外延をつけて別表第一表をこの粉塵作業と定義した、そのこと自体が、よけい金を取るというか、必要な金額はきまつておるのだけれども、もっと幅広くみな負担させたい、こういうことではなからうかという事を、この間申したようでありまして、別表第二は通常起り得るもの、別表第一は、ほとんど心配はなからうが、しかし発生するおそれのあるものを大事をとつて幅を広げてある、これだけのことでございます。しかし防塵措置なり、あるいはその山の岩盤の性質によりまして限度以下である、あるいは実際問題として、けい肺患者が一人も出ないというようなところがあれば、それは何も入れておく必要はございませんので、適当な基準を設けて

逐次はすしていきたい、こういうことでございます。

○森山委員 第二条第一項第二号に「けい肺を生ずるおそれ」というのがありますが、「おそれ」というのは、何を基準として「おそれ」というように考えておりますか。

○富樫(總)政府委員 これは先生も御承知のように、学理的に申しますれば、遊離けい酸の濃度あるいは含有度、いわゆる限度というよりなものを基準にするのが学理的でございますが、御承知のように、限度そのものについて、必ずしも学説が一致しておるわけでもございませんし、またそれを法的に規定いたしましたも、現実の行政面において測定その他に非常な問題を生じますので、われわれの過去七年間の巡回検査の結果、実績に基いて将来もおそれがあるだろうというものをここにあげたのであります。

○森山委員 それからこの法律は外傷性骨髄障害について規定してございまして、負担金率につきまして、十九条に書いてあるのですが、けい肺に關する附則第十六項のような規定がないので、一体けい肺のやり方と外傷性骨髄障害のやり方は、負担金率の処理については別途のものになるのか伺いたいと思ひます。すなわち、過去の実績によるのか、あるいは将来起つたもののは起つたとき取るのか、また審議会というような手続を経ないで取るのか。

○富樫(總)政府委員 けい肺の方につきましては、過去の実績と申しましては過去の実績がないのであります。しかるに外傷性骨髄障害は、転換給付といふものはございまして、休業給付と

と療養給付だけの問題でございますので、それについては明瞭な過去五カ年間の実績があるので、こういう附則は要らないわけでありまして、

○森山委員 審議会はございせんから、要するに労働省がこれはごく簡単に処理する、こういうことでございすか。

○富樫(總)政府委員 そうでございす。

○森山委員 それから、第二条の定義の中に、第五号の「労働者」という定義がございまして、普通労働法規には、労働者とかあるいは使用者とか、いろいろな定義がございまして、労働者だけを定義された理由はどういうわけです。

○富樫(總)政府委員 ここにおきまして労働者の定義をいたしましたれば、それを使用する者というのは当然明瞭である。問題は、たとえば基準法等におきまして使用者の定義をいたしましたのは、主として罰則との關係において、罰則規定を設けるといふ趣旨であり、最近の罰則規定の書き方は、一般的にその基準法のような書き方ではなく、本法のように罰則の方に罰則規定を設ける、そういう扱いに法務省及び法制局が近年しているのださうであります。従ひまして、本法案におきまして、罰則の方に使用者關係の罰則規定がございまして、これでよからうという事で、実質的に建前を変えたい趣旨はございせん。

○森山委員 次に、第二条第二項のけい肺第四症度について、結核性のけい肺症の問題がございまして。これは従来も同様の規定があるのであります。

先般本委員会の席上でありましたか、別の席でありましたか、北里参考人から、これは肺結核ときわめてまぎらわしい、しかも実際問題としてはけい肺患者の六〇％はけい肺結核患者であるという事で、純肺結核との均衡の關係上、経営者の労働管理上、けい肺第二症度以上と活動性肺結核の合併したものと、單純に規定する方がいいのだという意見を聞いたことがあるのです。そういう見解が使用者側にあるという事については、どういふ御見解を持っておられますか。

○富樫(總)政府委員 経営者側におきましては、けい肺と結核の合併症という事につきましては、経費負担の關係から相当神経質であるという事は、私も承知いたしております。しかしながら、専門の學者の見解にのっとりまして、この法案におきましては、けい肺第一型の者に結核合併症があるときは、これは当然にけい肺結核として本法によつて扱うべきであるという建前は、これはその何と何とかという問題でなく、医学上の問題でございまして、毅然と法にそういうふうな規定したわけでありまして、

○森山委員 第三条第二項に、三年以内ごとに一回、定期のけい肺健康診断を行うという事になっておりますが、これについては、けい肺病の発生率とか、粉塵のけい酸の含有量、濃度によつて、業種別あるいは職場別に、三年というのがある場合には二年の場合あるいは一年の場合という事が起り得ると思うのですが、現在の問題はともかくとして、将来そういう問題が起らないかどうか、予測されない

かどうか、局長の見解を承わりたいと思ひます。

○富樫(總)政府委員 現在のところにおきましては、御承知のように、本法案におきまして正常な者を中心として三年に一度、症度のある程度出た者につきましては毎年一回やるということ、ますますよからうという考えであります。お話のように、職場の遊離けい酸粉塵のいかに等によりまして、今後の研究によりましてそういう必要性が出るならば、その際に善処したい。とにかく、相当の問題点としての検討事項であるというふうにわれわれ考えております。今後、けい肺審議会におきまして、研究をわすらわした

と考へております。

○森山委員 第三条第一項第三号に關連いたしまして、これによりまして、新しく粉塵作業場に入る労働者は、けい肺健康診断を行わなくてはならないことになっておるわけでありまして、入職時、直接撮影を含む検査は、結核を確実に診断して、その流入を防ぐためのほかに、将来のけい肺変化を確実につかまえるために必要であつて、諸外国では必ず行うこととしておるのが例であるというふうに聞いております。従つて、この第三条第一項第三号は必要がないという見解が取られると思ひますが、いかがでござい

○富樫(總)政府委員 原案におきましては、ともかく従来のわれわれの調査の実績におきましては、三年以内にけい肺第一度にかかった者が絶無であるという結果になっておりますので、将来、あるいは会社自体が健康管理の必要を認めて、みずからやることはもち

○森山委員 原案におきましては、ともかく従来のわれわれの調査の実績におきましては、三年以内にけい肺第一度にかかった者が絶無であるという結果になっておりますので、将来、あるいは会社自体が健康管理の必要を認めて、みずからやることはもち

○森山委員 原案におきましては、ともかく従来のわれわれの調査の実績におきましては、三年以内にけい肺第一度にかかった者が絶無であるという結果になっておりますので、将来、あるいは会社自体が健康管理の必要を認めて、みずからやることはもち

○森山委員 原案におきましては、ともかく従来のわれわれの調査の実績におきましては、三年以内にけい肺第一度にかかった者が絶無であるという結果になっておりますので、将来、あるいは会社自体が健康管理の必要を認めて、みずからやることはもち

○森山委員 原案におきましては、ともかく従来のわれわれの調査の実績におきましては、三年以内にけい肺第一度にかかった者が絶無であるという結果になっておりますので、将来、あるいは会社自体が健康管理の必要を認めて、みずからやることはもち

○森山委員 原案におきましては、ともかく従来のわれわれの調査の実績におきましては、三年以内にけい肺第一度にかかった者が絶無であるという結果になっておりますので、将来、あるいは会社自体が健康管理の必要を認めて、みずからやることはもち

○森山委員 原案におきましては、ともかく従来のわれわれの調査の実績におきましては、三年以内にけい肺第一度にかかった者が絶無であるという結果になっておりますので、将来、あるいは会社自体が健康管理の必要を認めて、みずからやることはもち

ろんけつこうでございまいしょうが、そのうちに、法律上過大の要請を規定することはいかかと考へまして、原案のようにしたのであります。

○森山委員 この問題につきましては、各党よりいろいろ御議論がございまして、この際これ以上言及しないことにいたしますが、同第五項におきまして、労働者は、正当な理由がある場合を除いて、経営者が行ふ肺健康診断等を受けなければならない、正当な理由がある場合は、使用者が行ふ肺健康診断を受けなくていい。ただし、使用者が指定した医師の肺健康診断を受けなければならない場合、こうなっておりますのであります。

○森山委員 第五項第一項に、地方けい肺検査医というのがございまして、これは現在全国に何人くらいございまして、

○富樫(總)政府委員 数字を正確に覚えておりませんが、現在約二十人、それからこの法律施行に伴いまして、さらに民間なりあるいは大学の研究の先生方にお願ひする予定がさらに追加二十人、こういうこととございまして。

○森山委員 五項第三項に、けい肺にかかったというのを労働者に通知するといふようになっておりますが、これについて、たしかこれは北里参考人の話であつたと思ひますが、軽症の者は通知する必要があるか、欧米ではそういうことをやらないのじやないかといふことを言つておりました。それについては、いかがでございまして、

○富樫(總)政府委員 これは軽症の者といへども今後注意を要するといふ意味におきまして、この症候決定は本人に知らせる必要があると思ひます。またその者が他の職場に転換した場合におきまして、健康診断との関連におきまして、自分はいつ受けてどういふ症状であつたといふ判定とか、あるいは一度の判定を受けたといふことを新しい事業主に知らせるといふようなことも関連して必要だと存じます。

○森山委員 第八條に關連いたしました、作業転換の勧告を受けた。ところ

が作業する場所がないといふことで、金岡山等では、この転換をどうやらやつてきた場合があるのではありませんが、その他の職場のような場合には、非常に転換が困難だといふ場合がある。そういう際に、使用者がこれを解雇したといふような場合は、一体どうなるのか。特に転換補償といふのが転換するともらえるのですが、首になつたときでも転換補償はもらえるのか。

○富樫(總)政府委員 数字を正確に覚えておりませんが、現在約二十人、それからこの法律施行に伴いまして、さらに民間なりあるいは大学の研究の先生方にお願ひする予定がさらに追加二十人、こういうこととございまして。

○森山委員 五項第三項に、けい肺にかかったというのを労働者に通知するといふようになっておりますが、これについて、たしかこれは北里参考人の話であつたと思ひますが、軽症の者は通知する必要があるか、欧米ではそういうことをやらないのじやないかといふことを言つておりました。それについては、いかがでございまして、

○森山委員 第十條であります。「粉じん作業に従事しなくなつたときは」といふことについて、先ほど転換給付について、離職したときも入るといふことではあります。転換給付といふのは、元來は減収補償といふことが建前でおきめになつたのじやないかと思ひますが、その辺の理屈はどうでしようか。従つて、粉塵作業に従事しなくなつたときといふよりは、実は粉塵作業以外の作業に従事するときといふの方が、ほんとは正確な表現だといふ考へ方はできないのですか。

○富樫(總)政府委員 たとえば一たん離職しまして、職業指導所に入つて半年なり、一年なりして新たな技術を身につけて他に就職する場合もございまして、ですから、他に就職した場合といふだけに限定するの必要はなく、離職の際に有利なるものをやつた方が、関係者には有利になるだらうと考へて、こゝういふにしたのであります。

○森山委員 第十二條に關連いたしまして休業補償といふ言葉があります。現在、労働基準法によりまして、三年の療養期間が切れます。打ち切り補償をやつて解雇できるわけでありまして、解雇されたものが休業給付といふのは、何か言葉がおかしくないかと思ひますが、いかがであります。

○富樫(總)政府委員 言葉がおかしいといふと、あるいはおかしいかと思ひますけれども、その金額なり要件なりが休業補償と同じものであるといふことをわかりやすくする意味におきまして、この言葉が非常にわかりやすい言葉だらう、こゝういふ面でこゝういふ

うな言葉を使つたわけでありまして。さう御了承願ひします。

○森山委員 そうすると、打ち切り補償をやつても、必ずしも解雇をしなればならぬといふことは、労働者が休業給付といふ言葉を使つたのは、打ち切り補償をやつても解雇しないといふようなことで、休業給付といふ言葉をお使いになつたのではないのですか。

○富樫(總)政府委員 ちろん打ち切り補償をしたからといって、当然解雇しなければならぬといふことはございせん。会社におきましては、そのまま社宅に置いて休業の形をとる場合もあるかと思ひます。両々相待ちまして休業給付といふ言葉を使つたわけでありまして。

○森山委員 十四條の国庫負担についてでございますが、国庫負担をこの法律についてするといふことの理由として、たしか政府の説明では、社会保障法的なものであるから、それについて国がこゝういふ意味で負担をしてやるのだ、こゝういふお話があつたように記憶しておりますが、社会保障的なものであるから、労働基準法の体系内にある特別立法であつても、一般に對して例外的規定を設けるのであるから、従つて、それについては経営者に、その種の業主に特別負担をかけるのは気の毒であるから、無過失損害賠償の理論の例外にはなるが、労働基準法の体系の例外となつておる二年分については、一部国がめんどうを見てやろうといふ理論も成り立ち得るのではないかと。労働省の御説明のほかに、こゝういふような考へ方も成り立つのではないかと。無過失損害賠償理論の上に立つておる法

体系の中においても、国庫負担という
ことは、考え方としては成り立ち得る
のではないが、基準局長の見解を承わ
りたい。

○富樫(總)政府委員 人によりまし
て、いろいろの考え方はあり得るかと
存じます。しかし、これは補助金では
ございせん、かねて重ね重ね申し
上げておりますように、国家的な給付
について国庫が金を出すということ
でございます。

○森山委員 論争するつもりはないで
す。ただ非常に重要な点だからお聞
きしておる。もちろん、あなたによ
うな考え方は成り立つ。しかし同時に、
無過失損害賠償理論の上に立つ体系の
中にある、一般に普通は三年、こ
れは事実上五年になる、二年間だけ飛
び出たことについては、こういう経済
状態であるから、気の毒であるから半
分だけ国が持つてやろうという理屈も
成り立つのではないでしようかとい
うことを聞くのであります。それにつ
いての見解を承わりたい。

○富樫(總)政府委員 無過失損害賠償
に基く負担、あるいはその他のいろ
ろな社会保険の負担、その他におき
まして経営が困難だ、だから補助金を出
そうという考え方も、もちろんあり得
ると考えます。

○森山委員 私は、ただいまの富樫政
府委員の御答弁は、まことに欣快であ
ります。もし最初からそういうお考
えをとっていただければ、労働基準法
が特別体系としても、おそらく労使一
致した線において、この法案に対する
最大の問題が解決できたのじゃないか
というふうに、私は今日の段階におい
て考えておるわけでございます。この

法律を出されるに際しましては、本年
度の予算に關連いたしまして早急に成
案を急がれたというこのために、そ
れだけの準備ができなかったのかと
も思っておりますけれども、さきに私
が申し上げましたような考え方の上
に立つて、労働省がうまく御処理願つた
ならば、私は労使間の意見は必ずや一
致したであらうというふうに考えてお
ります。

その次に、三十八条の「けい肺にか
かった労働者のために適当な就労のた
めの施設」ということは、どうい
うことをお考えだか伺いたいと思ひます。

○富樫(總)政府委員 これも、前に大
臣から申したのでありますが、国の一
般的な健康診断の結果、要置置転換者
がどういふ地域、そうしてどういふ性
格といふものを具体的に把握した上
で、具体的な計画を早急に樹立したい
と考えております。たとえば山間部に
おきましては、農場、酪農場といった
ようなもの、都会地におきましては、
共同作業場といふようなものを一応考
えております。

○森山委員 非常に趣味的な法案が今
や成立しようとしておるわけでござ
います。これらの法律を運営するにつ
いては、国の公権力だけで動かしてい
く以上に、もっと一つの民間運動的な
ものとしても、けい肺予防ないし補償
という問題について、今後啓蒙してい
く必要がある。そういう意味で、けい
肺に關する協会のようなものにつ
いて、この条文の一つのコーラリーとい
うようなことでおおえになる気持はこ
ざいせんか。

○富樫(總)政府委員 現在労災協会と
いふのがありますが、もしその労災協

会のほかに、特にそういうものが有効
適切に独立の団体として成り立つ、ま
たそれが非常に便利であるということ
であれば、考慮の余地は相当あるか
と思ひます。しかし現在の労災協会
は、労災病院の運営を委託してあり
ますが、一つの病院がけい肺患者と一般
の労災患者を扱うというような場合も
ありまして、そこら辺は相当技術的に
検討を要する余地があるかと思ひま
すので、今後の研究事項といたしたい
と存じます。

○森山委員 四十八条以下に労働基準
監督官の権限がございしますが、先般使
用者側の意見を本委員会の公聴会にお
いて聴取しました際に、鉱山において
は鉱務監督官がおる、それに権限
をゆだねたらどうかという意見
がございしたので、そういう意見に
対する労働省側の御見解を承わりたい
です。

○富樫(總)政府委員 これにつきまし
て、北里公述人からいろいろ意見がこ
ざいました。この監督官の粉塵測定
権限は、単に北里氏が言うように、粉
塵作業からはずすかどうかという場合
だけの権限でございせん、実際に
健康診断と關連いたしまして、レント
ゲン写真に出ました結節像が、果して
遊離けい酸に基くものか、あるいは他
の炭酸等に基くものかというふうな、
健康診断上直接に必要な場合があるの
であります。従ひまして、本法に基く
所要の監督権限でありますから、本法
施行に當る基準系統が當然に権限を持
つべきものと考えておるのでありま
す。しかし実際問題として、鉱務監督
官がすでに正確なる粉塵測定をいたし
まして、その資料が信頼するに足るも

のがございする場合におきましては
は、もちろんそれを利用することは経
済的な、能率上当然のことと考えま
す。その点につきましては、鉱山保
安局と十分なる連絡なり了解を遂げ
る、こういうことにいたしてありま
す。

○森山委員 これは法案全体から見
れば大したことはないのですけれども、
この問題については、両省間の権限問
題から見ればきわめて重要だと思ひ
ます。十分な了解連絡といふものは、何
かも具体的なものがある程度考え
ておられるわけですか。

○富樫(總)政府委員 すでに話し合
いがついております。向うの信頼する
データがございすればそれを利用す
るし、もしデータのない場合に、われ
われは鉱山の中のことについてはなれ
ておりませんので、鉱務監督官に依頼
して、向うではかつてくれればそれを
利用する、またそれが信頼性がないと
いう場合には、鉱務監督官と一緒に
なつてこちらが行つて調査するとい
う了解は、現在すでにできております。

○森山委員 鉱山保安局長も来てお
られるのでありますから、ちよつとこ
れに關連して伺ひますが、私が先般本
委員会に質疑をいたしました際に、鉱
山において、粉塵防止のために、さ
ういふ岩事業を行う場合は湿式型を使用
するとか、マスクを使用するとかい
うことが規定されておる。しかし、一
方炭の爆発防止のために粉塵をまくよ
うになつておる。しかも実際問題とし
て、けい肺にとつて最も有害と認めら
れるけい酸質の粉塵が手近にあること
をもつて、これが往々にして散布され
ておるといふ状況で、鉱山保安法とし

ては、鉱山に対するけい肺の予防面
について、これを担当する性格も持つ
ておるはずであるのに、首尾が一貫し
ておらないというところを指摘いたし
ましたが、その後の保安局長のこれに
對する御措置を伺ひたい。

○正木政府委員 先般の委員会で御指
摘がございました点につきまして、そ
の後検討を加へましたが、私もとい
つたしましては、予防上の措置として万
全を期する意味におきまして、炭鉱に
おきましては岩粉の使用につきま
して、遊離けい酸質の低いものを使
う、あるいはないものを使うという
点につきましては法的規制を加へた
いというふうに考えております。な
お、その他の点につきましても、予
防上若干の不備な点も見受けられまし
たので、その点についても、なお研究を
進めたいと考えております。

○森山委員 四十三条に、けい肺審
議会がございしますが、けい肺問題は非
常に重要な問題でありますので、こ
ういふ審議会に国会の代表を加へる
という意見が一部にございしますが、
それについて、あなたはどうか考
へておられますか。労働省の他の審
議会には、そういう例はありませんが、
さういふふうな、労使が対立する場
合よりは労使協調の場である、しかも
この種の問題を大いに今後俾はして
いかなければならないというふうな
問題については、さういふことが必
要であるという見解も成り立たない
か、あなたの御見解を承わつてお
きたい。

○富樫(總)政府委員 行政官庁の諮問
機関に国会議員の先生方を御加入願
うのは、原則的にいかかと存じます。
他の労働省關係の審議会は、すべて先

生方をわずらわさないということになつておりますので、さようにいたしたいと考えております。

○森山委員 これについては、他の省については幾多の事例がございます。労働省はさういふ一貫したやり方でやっております。今回の審議の際に、これに対しては拘泥はいたしませんけれども、今後の労働法関係の審議会については、今後問題になり得る事項ではなからうかと思つております。

最後に、五十三条の第一号でございますが、第三条第一項に違反した者は五千円以下の罰金ということになつておきます。使用者が健康診断を行わなければならない。それが一人拒んだら一件か、十人拒んだら十件か、いわゆる罪数の問題でございますが、これはどういふふうな御見解でございますか。

○富樫(總)政府委員 これはいわゆる集団検診でやるわけでありまして、当日十人やる予定をやらないという場合には、それが一件、それから毎日一人ずつやる予定のところ、その日やらないという場合には、それも一件、こゝういふ解釈でございます。

○森山委員 以上、前回質疑を残しました逐条的な審議をこれで終るわけでございますが、私は昭和二十六年以来、本法の成立の一日も早かれかしというのを祈つて今日に参つたわけでありまして、今回の法案に際しまして、私としての個人的な意見は持つております。しかしながら、私は今日与党の立場でありますために、それらのすべてを今度の本法の中に織り込むことができなかったことは、私の立場としては遺憾でございます。しかし、大

局いたしまして、労働大臣を初め、労働省の係官の御努力によつて、ともかくこの法案が提出されましたことに対して、ここにあらためて賛意を表しまして、私の質疑を終ります。

○中村委員長 中村健次君。○中村委員 一、二点について御質疑をいたしたいと思ひます。先ほど森山委員の御質疑の場合にちよつと関連しますが、作業転換の決定の場合、その次に起つてくるいわゆる転換職場の保障されたいことが間々考えられる、いや、あるいはしばしばさういふことがあると思ひますが、さうなつて参りますと、作業転換をなさなければならぬといふことが、今日のいわゆる就労事情の中から考えますと、一面には失業を約束づける、こゝういふことになつてしまふ。これはやはり今日の日本の経済事情の段階で、ますますこのことが最初の問題点になるのではなか、私はさう思ふのです。従つて、さういふ客観情勢の中で行われる作業転換は、関連する失業の問題と結びつけた配慮が必要じゃないかといふふうに考えられるのです。これについていかがでしょうか。

○富樫(總)政府委員 まことにごもつともでございます。そこで法律におきましては、職業安定機関の特別な活動といふことを規定いたしました。その者につきましては特別の就職、求人開拓あるいは職業紹介、あるいは優先的に職業補導所に入れる、あるいは職業指導をすることといふことを、特に、一般の法律にはない特別の規定をここに特筆いたして規定いたしました。ともくに、別の規定にもございまして、やうに、国が何とか就労施設を設けまして、そこにできる限り家族とも収容して万

遺憾なきを期したい、こゝういふふうに考へておるのであります。○中村委員 その一応の措置は、もとよりわかるわけですが、しかし一応の措置にもかかわらず、現実の実態から考えますと、そのような措置の計らいを乗り越えて、やはり完全な失業状態に追い込まれる可能性が非常に強いといふことが言えるように私は思ふのです。さうであつてみれば、それに対する裏づけとしては、一体さうにどうあるべきかという問題が論議の焦点になることは当然だと思ひます。従つて、その答として、いわゆる転換補償の給付が取らねばならぬといふことになつて参ります。さういふことが、さうであるのであつてみると、この転換補償の三十日分といふことをきめられたその根拠に、相当問題が残つてくるのではないかと。つまり、言いかえれば三十日というのは、あまりにも軽きに失するといふことなのです。この点はいかがですか。

○富樫(總)政府委員 転換給付の金額につきましてさういふ御意見がございすことは承知しておりますが、転換給付といふものの性質が、離職後の生活を保障するといふ性格のものでなく、むしろ職場転換した場合に、通常賃金が一時的不利になるであらうからといふことでございす。もとより、この要転換者の現実の労働機能は、機能障害による場合におきまして、この機能障害の限度は、いわゆる四十キロの重量物の基準を基準としていたします。通常の意味におきましては相当の重労働に近い労働能力を保持いたしておるわけでありまして、従いまして、その問題と転換給付との関係を、直ち

にどういふ関係にはなからうかと存じます。問題は、要転換者の発生率は、平年におきましては、前に資料としてお配りいたしましたように、全国的に見て約四百人前後、その大部分は大会社、大鉱山でございますので、大体会社内部におきまして転換可能である、ごく少数の者が、場合によつてさういふ場合があり得るということでございます。今後、ただいま御審議中の失業保険法が通過いたしましたれば、この人たちは大体において長期の勤続者でございますので、失業保険の受給期間も長くなります。その間に職業補導など特別な職業あつせんをする。それから、困難な者につきましては、国の就労施設等に収容するといふことで、まず万遺憾なきを期し得られるのではないかとこゝうに考へておるわけでありまして。

○中村委員 労働機能が必ずしも全部消耗したわけでもなんでもない、軽度の労働作業は可能であらうといふことは言えると思ひます。しかし、一応さういふ症状を持つておるからには、その労働者が受ける心理的な非常に大きな影響、あるいはそれと関連してその人の生涯に対する非常に大きな精神的な負担が課せられてくることになるわけですね。従つて、不治の病の一つの症状を持つておるといふことは、その後におけるいろいろな進行に対する不安も伴つて参りますし、かれこれ考へて参りますと、その症状を持たない他の側から考へれば、きわめて簡単に、いわゆる機械の消耗度を考へる程度で考へて扱われるかといふことが、非常に人間という立場から考へると、非常に大きな精神的あるいは肉体的な障害事項であると思ひます。従つて、さういふ大きな障害を受けた労働者の作業転換についての給付というものは、さういふものを含めた考へ方が要るのではないかと。機械が何ほか消耗した、しかもその消耗は回復しがたい消耗だからほかの方に使ひ、第二の場所ですらういふ場合に考えられる判断とはだいぶ違ふ。つまり、機械ではない、人間ですから、さういふ考慮が当然必要になつてくるのではないかと。かれこれ思ひますと、やはりそのためになされる作業転換の補償といふものが三十日ではなからうといふわけのことになつて参ります。さういふことについて今いたした失業の条件がその次に実は付加されるのです、必ず失業という条件が伴つていふといふわけですね。さうすると、一般の失業の場合のいわゆる予告手当と大体見合つた程度の補償費が払われておるにすぎないといふことになつてくれば、どうもこの取扱いが軽く、かつ不親切である。とにかく、ほかに転換すれば足りるというやうな心がまえの作業転換としての措置のうちに受け取れなければならないわけですね。従つて、こゝういふ計算をなされた基礎といふものが非常に問題になつてくるので、この点について一つ伺いたい。

○富樫(總)政府委員 この転換補償、要転換者と申しますのは、ただいま機能障害の場合、軽微の仕事と仰せでございますが、実はさうではございせん、通常人間のなし得る相当の重労働までなし得るのであります。他へ職場を転換しますと、職種が変つたり何かいたしまして、ある程度不利になる場合があるであらう。しかし、そ

○富樫(總)政府委員 この転換補償、要転換者と申しますのは、ただいま機能障害の場合、軽微の仕事と仰せでございますが、実はさうではございせん、通常人間のなし得る相当の重労働までなし得るのであります。他へ職場を転換しますと、職種が変つたり何かいたしまして、ある程度不利になる場合があるであらう。しかし、そ

○富樫(總)政府委員 この転換補償、要転換者と申しますのは、ただいま機能障害の場合、軽微の仕事と仰せでございますが、実はさうではございせん、通常人間のなし得る相当の重労働までなし得るのであります。他へ職場を転換しますと、職種が変つたり何かいたしまして、ある程度不利になる場合があるであらう。しかし、そ

の不利の限度というものをどの程度に科学的に測定するかという事は、非常に困難でございます。その間いろいろ労働の間にあります。あるいは労働協約等によつて、現実いろいろな取りきめをしておられるところがあるようにございますが、本法をいましては、やはり画一的な扱いを国としては技術的にいたさざるを得ないので、この程度ということにいたしましたわけでございます。

なお、おっしゃいますうちに、確かに以前は要転換者であるということ、精神的なショック、いわば傷あとが残つておるといふことについて、単なる傷あとでなく、何か心配するといふことにつきましては、できるだけその無用の心配をさせないように、昔は、結核にかつたなどと言われると、精神的に本人のみならず家族までも参つてしまつていたのですが、最近はそのが是正されております。けい肺につきましても、要転換程度で転換したものは、ほとんど大丈夫なんだという啓蒙なり措置なりを十分に講じて参りたいと存じます。失業問題につきましても、先ほど申しましたようにいろいろな措置を講じて、万全を期したいと考えておるわけでありまして。

○中環委員 結論的にいいますと、三十日は少な過ぎはしませんか。これでもいいとお思ひになりますか。

○富樫(總)政府委員 これは多々あります。まずこの性質の問題につきましても、この程度という事で、原案を作成しておるわけでございます。

○中環委員 やはり病状が進行しないと確実に言い切ることができない。そ

うしますと、やはり大きな負担を受けることになるのですが、少くともこういう場合の転換の給付というものは、そういう大きな精神的に、肉体的に受けた負担を正当にねぎらうといふ必要はないか、そのために必要な金額を割り出されるための努力が要つたように思ふのです。従つて、平均賃金の三十日分に相当する額を支給するといふことだけで事が足りるようには私は思ひません。そういう場合は、少くともこの程度の補償を受けなければ、氣持を労働者自身が持つことができない。従つて、これはこのままではいけない、当然当局としては、こういう場合の作業転換の補償といふものを、もつと飛躍した額に補償されるような措置を講ずることを考えなければならぬ。またわれわれとしても、これに對するしかるべき措置を講ずべきであるといふことを痛感するわけである。

さらに、それらと関連いたしまして、療養期間の限界点のことです。これは三年間と定められ、打ち切り補償がされることになっておりますが、本来この病気が療養を要するやうな状態になつて参りますと、ほんとうは三年や五年ではどうにもならない、いやむしろ、その病のために一生を終るのではないかといふことがいえると思ふのです。ほんとうに残念な言ひ方になりますけれども、現実の医療科学の状態から考えますと、まだそこまで到達しておらないといふことは、だれも言えるわけでは、それなれば、これをそのよきな意味での打ち切り補償の措置でもつてよろしいといふように

考へる考へ方が、当然私は問題になると思ふのです。だからこそでありまして、その後の二年間の療養を行つて、それができなくなつてはおりますけれども、これをわざわざ念入りに二段構へにするという考へ方、その二段構へに取り扱おうとする考へ方に、理論的に非常な矛盾があるのじゃないか。二段構へでよろしいとする根拠を聞かせてもらいたい。

○富樫(總)政府委員 これは先ほど森山先生からも御質問と同時に御見解をお示しいただいたのでありますが、この法律の考へ方といつたしましては、けい肺といふものは、他の業務上の疾病と同じように業務上の疾病である。従つて、その観点からいたしまして、ば、使用者の無過失損害賠償責任は、他の業務上の疾病と同じように余後の補償をしる。しかし、一方におきまして、けい肺は不治の病といわれているので、これは国家的と申しますか、国民的と申しますか、そういうヒューマニズムの発露として別途特別の保護措置を講じよう、こういうところに二段構への、反対の御議論もございまして、政府原案におきましては、そこに二段構へのむしろ積極的な意味があるといふふうに考へて構成されているわけでありまして。

○中環委員 ヒューマニズム、まことにけつこうであります。私はこのよきな場合の措置として、ただヒューマニズムの立場でこれが取り上げられてゐるというだけでは済まない。むしろ、そういう温情によつて措置されているという立場にだけ労働者としては立つわけにいかない。だから、これはやはりその病にかかる度をだんだん輕

減していくという措置が当然必要になつてくるわけでは、しかるに、この法案によりますと、そういう措置は全く見つかありません。ただ病にかかるであらうし、かかればこらするといふことになつてゐるにすぎないのであります。予防措置といふものが、当然講ぜられなければならぬはずで、これは粉塵の吸入の度合いによつて病がどうなるものではないといふより、説明があつたと思ひますけれども、私はそうじゃないと思ふ。やはり粉塵の吸入の度合いによつて病の進行あるいは罹病の状態が異なるわけでは、これはどう考へたつて変わるわけでは、これに對する予防措置といふものが、当然講ぜらるべきものであつたはずで、科学的にはつきりと証明がされ尽しておらぬから、一応たな上げしておく、いづれは、そういうことが立証されれば何とか措置するであらうといふやうなことで、当面を糊塗しているように思われる。そういうことで措置が講ぜられない、予防措置ははなはだ遺憾ながら現在の鉱山保安法の限度以上には考へられないといふのは、労働者自身の立場から考へますと一大事なことです。もう一つは、さらにその損害に對し、その大きな運命を決するやうな事項に對して、国家はやはり当然補償措置を講ずるといふことにならなければならぬ。そういう意味で、この人の生命に對する補償措置を講ずるといふ観点から考へますと、やはり一般並みのいわゆる三カ月間の治療期間をまず一応基礎として、そしてその打ち切りをした後に二カ年の継続という措置をもつてがまんしてもらいたいといふよ

うな考へ方をもつて、ほんとうに足りるであらうかといふことが私は言えると思ふのです。しかも、これだけの予防措置を講じたけれども、なおかつこらなつたといふ場合とだいたい違ふと思ふ。予防措置は講じたが、しかも予防措置がほとんどないといふこの場合に起つてきた病状に對する措置としては、はなはだお粗末過ぎるのじゃないかといふように感ずるから言ひます。この点はいかがですか。

○富樫(總)政府委員 仰せのやうな趣旨もありまして、前に大臣も申し上げておりますように、でき得べくんば死ぬまでこの給付をなすべきであると考えて、ただ現実の諸条件が二年延長といふところは、現実とその望ましいといふところの差であつて遺憾であるといふふうに大臣は申されてゐるのであります。そこら辺は、大臣の意向も御了察願ひたいと思ひつては、遊離けい酸粉塵そのものに對する特有の防護措置といふものは、現在発見されておらないのであります。従いまして、将来発見されれば、当然この法律の中に繰り込んで改正措置を講ずるわけでありまして、といつて全然この措置がないと申しますと、そうじゃないのであります。石炭塵とか、アルミ塵とか、あるいはセメント塵とか、一般に遊離けい酸を含めた粉塵一般についての防止措置といふものは、今日相当発達しております。それぞれこの鉱山保安法に基づく保安規則あるいは基準法に基づきます安全衛生規則にそれぞれ規定されております。それらの規定の施行運用に際しましては、特に一番危険な遊離けい酸粉塵職

場につきましてそれらの規定を厳密に
勵行し、さらに行政措置によりまし
て、できますればそれ以上のことも
勸奨することによって措置して行き
たい。この粉塵防止につきましては、形
の上におきましては、この法律におき
ましては特有の措置がないということ
でござりますが、実際の扱い
におきましては、できるだけ重点的
な予防措置を講ずる、こういう考え
でいるわけでありまして。

○中野委員 もとよりどうにも措置で
きないというわけではないと思うので
す。たとえば労働時間を短縮する、普
通八時間労働時間とすれば、これを五
時間に短縮する、こういうことは、実
をいへば考えられるわけですが、や
はりそれだけ私に罹病率は当然軽減され
ると解釈するわけですが、従って、そ
ういふ時間の短縮その他の措置につ
いて、相当研究をしておいでになると思
います。時間を短縮してみたらどう
だろうかと、いろいろな観点から、何
か御研究になられたことがありませ
うか。

○富樫(總)政府委員 御承知の通り、
遺憾ながらわが国におきましては、特
殊の一、二人を除きまして、相当に
公的に一般的に肺に關する研究が
なされたのは戦後のことに属するの
でございまして。世界的に、遊離性酸
粉塵が纖維増殖性の変化をなせ起す
といふことが自明で、物理的な性
格に基く、あるいは化学的な性格に基
く、あるいは生物学的性格に基くとい
うような根本的な学理が、ほとんど憶
測を出ない状態にあるのに対して、さ
らに日本におきましては、十分なる実
験的な研究データもきわめて不備で

ある。ただいま仰せのような時間短縮
がいかなる効果をもたらすか、前に申
し上げましたように、今までの研究
データによりますれば、遊離性酸
粉塵を吸収することによって肺
にかかることは、もちろん確かであ
りますが、しかし、その分量と進行の
度合いとは必ずしも並行しないとい
うような、意外ではあります。そ
ういふデータも出ておるようなわけ
であります。今までの行政措置にお
きましては、予防的観点で、できる
ならば時間短縮も有効ではなからう
かというようない指導もしておる
わけでありまして、また、まだそこ
ら辺につきましては、明確な研究が
できておらないのであります。そ
こで、毎々申ししておりますよ
うに、この法律は現在の研究の段階と
見合せて作られておりますので、今
後研究の進行の度合いと相待ちま
して、この法律の改善をはかる、ま
た行政施行基準も漸次改善してい
きたい所存であります。けい肺審議
会におきましては、それぞれの専門
部会を設けまして、さらに研究を
継続していくわけでありまして、
今後とも、先生方の心づきなり
何なりをわれわれに教えていただき
すれば、大へん仕合せと考えるわけ
であります。

○中野委員 そこに実は問題があると
思ふわけですが。まだ研究が十分な
されどおらないところにも問題はあ
るわけですが、しかし、大体今日の
いろいろな研究のデータを基礎とし
て考えますと、私は作業を軽度にし
ていくといふことは、これは当然考
えられていいことだと思ひます。し
かし、それができない。それは今日の
いわゆる資本主義経済の下では、な
かな

かむずかしいといふことにも、拡張
さればなるでしようと思ふのですが、
従つてそれだけに、やはり国家的な
責任が重いといふことになつて思
ふ。しかも、そういう一つの不治の
病を宿命のように背負ひ込まなければ
ならぬ作業に従事せられる労働者、
その立場は、やはり国家がこれに對
して、普通一般の作業よりさらに格
別な措置を講じなければならぬとい
う義務が伴つてくる。だから、こ
ういふ単独立法で特に処理されたとい
うことにならなれば、なおさらこの
立法措置がはなはだ不足であるば
かりか、考え方の点がやはり欠け
ておるのではないかと、こ
ういふ疑問が出て参るわけ
です。

それと関連して参るのですが、ま
たそればかりではあつませんが、休
業した場合の休業給付でも、その
間です。百分の六十といふ金額は、
実は病者の生活をささえるにはな
はだ不足なものでして、従つてこ
ういふ一般の扱い方には、やはり終
つておるよう思ひます。そうなつ
て参りますと、休業期間中といふ
ものは、実はまさに、もう家族的に
いへば、みなが飢餓に瀕する状態
に落ち込まざるを得ないわけであ
ります。従つてこ
ういふ点について、もつと考へ
べきところがあるわけではな
いのか。せつかくの御配慮によ
つて特別立法措置が講ぜられてお
るにかかわらず、この点に對して、
従つて私ははなはだ不満を感じる
わけですが、これは転換の場合の補
償措置について、もう言へること
だし、療養期間中も言へること
だし、休業給付についても、す
べてこの給付問題全般につな
がって同

じことが言へるわけですが。従つて、
やはりこれをもつてよしとするの
ではなくして、今後問題を残しな
がら、これに對する特別措置をあ
くまでも講ずる必要のあることを
当局におかれては十分心にため
てもらいたい。もとより私もも
つと要求したいことが当然従つて
あるわけですが。こ
ういふ意味から申しまして、せつ
かくの立法措置ではございませ
んが、この法律案全般にそ
ういふもの判断の基礎的な条
件が、必ずしも妥當なことにな
つておらないといふふうに私は
思ひます。そのような意味から、
この療養期間中のいわゆる打ち切
りの制限の三カ年といふのを、特
別に五カ年にすべきものだった
といふことになるように思ひま
す。同時にまた、休業給付の問
題につきましても、百分の六十
の措置をもつてよしとすることは、
そのよ
うな意味から考へても、どうも
妥當でないといふ感じが非常に
強くなつて参るわけですが。

いろいろお尋ねしたい点がない
わけではあつませんが、大体私
は一応さういふ補償全般につ
いての考へ方の基礎の置きど
ころがどうも違つておるのでは
ないかと、これを氣づかうため
にお尋ねしたわけですが。これに
對して、今後これをもつてよしと
するわけではもとよりないと思
ひますが、政府の、こ
うに行政担当者の立場から考へ
て、今後これに對する氣がま
え、あるいはそれに対する努力
といふものを、もつと具体的に
どうのよりにしなければならぬ
かといふことについての御決意を、
一つここで伺つておきたい。

○富樫(總)政府委員 人道的にも問
題ない肺につきまして、いろいろ
御意見を承る拝承いたしましたので
あります。この法律は、現在の、た
とえば医学の未熟な研究段階と相
応しておるといふ意味合いにお
きまして、同じ未熟さもあるか
と思ひます。医学的あるいは人
道的観点から、これを一つの出
発点としたしまして、今後法的
あるいは行政的その他の面を總
合いたしまして、逐次充実に改
善していく熱意には十分燃えて
おるといふことを申し上げま
して、答弁にかえたいと存じま
す。

○中村委員長 受田新吉君。
○受田委員 このけい肺法案の五
十一條に、国家公務員について
の適用除外規定が掲げられて
おりますが、その理由はいか
がでありますか。

○富樫(總)政府委員 国家公務員に
對する労働保護措置に關する法
体系は、一般の労働法と別個に
取り扱われております。従いま
して、たとへばこの法律に基く
各種の経済的措置は、労働保
險特別会計と一体不離の關係を
もたして運営されておること
にもなつておるわけでありま
す。従いまして、本法によつて
措置することは、ほとんど技
術的に不可能と考へられるので
あります。従いまして一応除
外いたしました。この法案の五
十ページの附則の二十五項に
おきまして、国家公務員災害補
償法におきまして同じような扱
いをするといふこの修正を同
時にいたしておきましたので、
それで支障なからうと思ひま
す。

○受田委員 国家公務員のうちで、
けい肺にかかる人がどのくらい
ある可能性があるか、その職
種等についてお示しを願ひたい
と思ひます。

○富樫(總)政府委員 現在のところ、国家公務員のけい肺の起り得る可能性のあるのは、職業試験所だけではないか。

○受田委員 今御指摘の国家公務員災害補償法の規定に、こちらの法律との関係を十分考慮するようにと掲げられてあります。「十分考慮」ということは、同等ということ、あるいはいふればならないという強行規定でないかと思ひますが、その間があいまいになる可能性はありませんか。

○富樫(總)政府委員 この国家公務員災害補償法におきましては、基準法に基づきます業務上の災害に対する補償につきまして、同じような文言をもつて、実際に基準法の業務上の補償を下らない措置を講じておるのであります。従ひまして、この補償法のこの文言による改正によりまして、絶対に間違ひなく、本法より下らない保護措置が講ぜられる、こう断言して差しつかえないわけでございます。

○受田委員 先般労働大臣に、第三症程度のけい肺患者が作業転換の必要を生じた場合に、労働省として特別のけい肺関係を担当する職員に、特別の任用規定による採用をなし得ることがあるかどうかと御質問申し上げたら、さうなことは十分考慮したいという御答弁がありました。しからば、けい肺患者を国家公務員に採用した場合における保護措置はいかに考えられるか。ここまで十分検討を加えた法案の用意が必要だと思ひますので、局長の御答弁をいただきたいと思ひます。

○富樫(總)政府委員 具体的に役所の仕事と人の能力がマッチして、そして空席がございますれば、もちろん

就職していただくわけでありますが、そういう場合におきます健康管理は、もちろん各一々たとえば労働省では、役所の中に診療所を持つておりまして、十分な健康管理をいたすことはもちろんでございます。

○受田委員 今局長の御答弁になられた国家公務員災害補償法の第二十三条のこの規定、労働基準法との関係規定であります。ここにその「つり合を失われないように十分考慮しなければならぬ」というこの文言は、もつと厳格に掲げる必要はないか。実際にこの規定を尊重しておるから間違ひないとおっしゃつておられますが、実はもつと厳密に書いておかれないか、この「十分考慮しなければならぬ」といううらなことは、考慮しない場合もあり得る可能性があるのです。この文言について、もつと厳格に規定する必要を感じてなりませんか。

○富樫(總)政府委員 今日におきます公務員で、けい肺にかかる可能性のあるのは、先ほど申し上げました職業試験所だけでございますが、ただいま申しましたように、要転換者で、役所で採用した、採用した後に第四症度になりまして、本法による給付を必要とするという希有の例がかりに発生したといたしましては、それは前の粉塵職場に返りまして、その川口の鑄物工場なら鑄物工場において発生した患者として取り扱うのでありまして、それは国家公務員災害補償法の対象にはならないわけでありまして、同時に、この文言は、先ほど申しましたように、他の法律によります補償の場合と同様の文言でございます。これで絶

對に間違ひないということを断言申し上げます。

○受田委員 国家公務員と関連する問題になるのでありますが、この法案には船員を除外してあります。この船員を除外している理由はいかなるものであるか、運輸省の船員を管轄する局長及び厚生省の保険局長より、それぞれ御答弁をいただきたいと思ひます。

○武田(元)政府委員 この法律から船員が除外されておりますが、運輸省で所管しております船員法第八十九条によりまして、船員の職務上の疾病または負傷につきましては、船舶所有者にそれがなされるまで療養に必要な費用を負担する義務を課しており、また一方船員法第九十一条で、なおるまで毎月一回一定額の傷病手当を支払わねばならぬものとしておりまして、けい肺といふのは、船員についてはほとんどございせんが、外傷性脊髄障害につきましては、これもレア・ケースでまれではございますが、この外傷性脊髄障害についても例外ではございません。労働基準法の打ち切り補償に該当する規定はないのでございます。

ただ、つけ加えて申し上げますと、船員保険法についてちよつと触れたいと存じますが、船員保険法におきましては、あるいは運輸省事務当局といたしましては、船員保険法第三十一条第二号ただし書きの運用によつて、外傷性脊髄障害についても、なおるまで療養の給付をなし得るものと考えておつたのでございまして、このすべての職務上の障害を、三年をこえてなおるまで保険給付をするということにつきましては、保険理論上、あるいは保険財政

面等で実施できない場合も考えられますので、実は昨年来船員法の改正につきまして、船員中央労働委員会に對しまして、船員法第九十五条に、その限度において責めを免れるという字句を入れることの可否について諮問いたしておりました。その答申を待つて検討を進めたいと考えておるわけであり

ます。この「限度において」という字句を入れた場合には、船主が保険の切れとあつて、めんどうを見ることになるわけでございます。もつとも、運輸省といたしましては、船員保険法は船員法の災害補償の裏づけをなす法律である、船員法を全面カバーするという原則を推進したいと考えておるわけでございますが、先ほど申しましたように、保険という特殊な立場から、必ずしもその原則通り実施できないという場合も考えられますので、先ほど申しましたように、船員法の改正につきましても目下検討いたしておるわけでございます。

○久下政府委員 大体的筋道は、ただいま船員局長からお答えを申し上げた通りであります。私どもといたしましては、船員労働に関する基本的な政策は船員法によつて定めるもので、その裏づけとして船員保険制度というものがあつて、船員局長からお話します。そこで、今、船員局長からお話がありまして、船員法の八十九條には、なおるまでというところになつておりますけれども、同法の九十五条によりまして、同一の事由によつて船員保険法による保険給付を受けられずるときには、船舶所有者は災害補償の責めを免れる、こういう規定があるわけでございます。そこで、現在の船員

保険法の筋道を申し上げますと、今、船員局長から話がありました第三十一条におきましては、療養の給付及び傷病手当金の支給につきましては、まず第一号に、障害年金または障害手当金の支給を受けるに至るときには、療養の給付または傷病手当金の支給をいたさないという規定になっておるのでございます。一方、障害年金及び障害手当金を支給いたします根拠規定によりまして、療養の給付を始めてから三年たちましたならば、病気がなおりまして、あるいはなおらずにその期間を経過いたしましたとしても、その人の療養の状況を判断して療養の給付を打ち切り、年金あるいは手当金に切りかえるというところになっておるわけでございます。さうな関係上、現在の船員保険法の立て方から申しますと、こういう特殊な疾病だけ特別な扱いをするというところは、法律上不可能でございます。もちろん、船員保険法第三十一条の解釈につきましては、ただいま船員局長からも触れましたように、同条第二号に職務上の事由による疾病または負傷の場合にはこの限りならずという規定があるものでございまして、その関係上、若干の疑義がありましたことは事実でございます。そこでこの点につきましては、すでに昭和二十七年に、私どもとしては内閣法制局に問ひ合せをいたしました結果、同条第一号に明らかに、障害年金または障害手当金を受取ることを得るに至りましたときには療養の給付及び傷病手当金の支給はこれをやめるといふことが前提になつております関係上、先ほど来私が御説明申し上げたような解釈以外にいかんともいたしたくない、こ

ういう正式な解答を得ておりますので、すべての場合につきまして、さような取扱いをいたしているわけでございます。

くどくど申し上げましたけれども、要するに私どもの考え方といたしましては、船員につきましても、外傷性骨髄損傷に起因する可能性が、船員法の立場から、ただいま船員局長からお話もございましたように、特別な考え方をする必要があるかどうかという点につきまして、検討をしていただく必要があると思っております。

○受田委員 これは非常に重大な政府の大失態だと思います。少くとも船員法に規定してあるところの補償規定が、船員保険法で差し繰りされておるわけでありまして、この船員保険法を実際に運営管理する方は厚生省であつて、保険局長でいらつしやる。従つて運輸省側で船員を管理する立場にある方が、船員法に基く規定で補償を考へておるにかかわらず、厚生省は一方で船員保険法の三十一條の規定で差し繰り補償打ち切りという措置に出る公算がはなはだ大であるということになると、船員は非常に不安定な状況に置かれるわけでありまして、従つて、この外傷性骨髄損傷者は、少数であつても、船員で発生し得る状況にある人た

ちをいかに救うかというところは、この法律が出たこの機会に、目下考慮中などというあいまいもこたはお考えでなく、はつきりした船員法の八十九條の規定をここに十分適用するように法律改正案を出しになるか、何らかの措置をおとりになる必要があると思つたのですが、この点について、いま一

度、このいわゆるけい肺法にこの問題をうたうか、あるいは船員保険法を改正するか、いずれの措置をとらうとするのであるか、政府の態度をお聞きしたいと思つております。

○武田(元)政府委員 運輸省といたしましては、先ほど申し上げましたように、船員法を全面的に改定する、船員法の裏づけをなす船員保険法によつて全面的カバーをしてもらうという方向に進んでもらいたいという希望を持っております。その点から、船員保険というものが特別のものであり、保険理論なりが特別であるという点から、船員保険といたしまして、必ずしも実現がでないという場合に備へて、船員法の改正を検討していただく必要がございます。いづれにいたしましても、船員保険法あるいは船員法の改正によりまして船員保護に支障を来さないように措置することにございまして、厚生省当局とさうに打ち合せの上、検討を進めたいと思つております。

○受田委員 船員局長に関連してお尋ねいたしますが、船員の方々が、船員法の上で災害補償については、陸上の勤務者と比較して特に優遇されておる面があるかどうか。この点を、外国の例などと比較して特に御答弁願ひたいと思つております。

○武田(元)政府委員 船員につきましては、その海上労働としての特殊性、あるいは船といふものの国際性に基きまして、国際条約等の関係からいいたしまして、陸上の労働者と比べまして、特別の保護につきまして立法措置が講ぜられておるわけでありまして、災害補償につきまして一、二の具体的な例を申し上げますと、ただいま申し上げたように、八十九條、これは療養補償の規定でございます。陸上の労働基準法には、補償の打ち切りの制度がございますが、船員法では、職務上につ

いては、負傷または疾病がなされるまで療養を施し、療養に必要な費用を負担しなければならぬ。また職務上の場合は三月以内に切つてございすけれども、やはり療養が施されることになつておるわけでありまして、そのほか、たとえば遺族手当、これは船員法の第九十三條でございす。遺族手当を取

り上げて見ますと、遺族に對しましては、船員が職務上死亡したときは標準報酬の月額に三十六カ月といふ遺族手当を支払ふことになつております。これは労働基準法の方は千日といふこととございすから、船員法が上

回つておるわけとございす。さういふうちに、船員法によりまして陸上の労働者に上回つた保護措置が講ぜられておるわけとございす。なお、諸外国の例におきましても、一般的に陸上に比べて上回つた保護が講ぜられております。これは国際条約をそれぞれ批准し、あるいは批准しなくとも、その条約の内容通り、あるいは内容に近づいた措置を国内法でとつておるという状況とございす。

○受田委員 国際法上の規定で、陸上勤務者よりはるかに有利な条件が立法措置としてあるということとございす。それから、船員保険法の方においては、国際法上の規定を無視して、国内法として少しこれを下回るように措置しなければならぬといふような結果になつて、船員保険法が船員法に規定された約束を実行しないといふ結果になつておるのではないかと申すのでありま

すが、厚生省の保険局長といたされましては、今、船員局長の申された国際法上の規定に基いた約束を船員の方に規定した、ところが国内法の規定としては、ほかの労働者との関係がある中で、船員だけに優遇措置をとること

はできないといふので、職務上の傷病者に対しては国内の陸上労働者にしなかつたといふような形に、結果的になつておると思つておりますが、さういふ心得でよろしうございすか。

○久下政府委員 船員法八十九條の規定そのまゝの形が船員保険法に現れておるわけと申すことは、事実でございます。しかしながら、職務上の傷病につきましては、先ほど申し上げましたように三年間の療養給付をいたしまして、三年たちましたときに、その療養の程度を認定いたしまして、一級から六級の程度に区分して、第一級に該当するような療養の程度にあります者につきましては、その人の一生、八カ月分の障害年金を支給することになつておるわけとございす。陸上の労働者につきましては、私から申し上げるまでもなく、労働者災害補償保険法によりまして一定の期間は療養の給付及び打ち切り補償等を受けられますけれども、それ以後におきましては何ら特別な措置がなく、一般的な厚生年金保険法に基く障害年金のわずかなものが支給されるにすぎないわけとございす。さういふ意味合いにおきまして、現在の制度のまゝにおきましても、海上労働者につきましては、陸上労働者と違ひました特別な優遇措置は講ぜられておるわけとございす。ただ、船員法八十九條そのまゝではないといふこ

とはあるのでありますが、この点につきましては、九十五條の規定を再三指摘して申し上げておりますように、私ども船員保険法の改正なり何なりをいたします場合に、決して厚生省だけ独断で仕事をしておるわけではございせん。政府内部におきまして常に関係省と緊密な連絡をとりまして、その了解の上に改正をし、今日に至つておるわけとございす。船員法の九十五條に規定がありまして、一応政府全

體といたしましては国会の御承認を得まして、現在のような八十九條そのまゝの形ではありませんが、陸上労働者に比較いたしますれば、相当上回つた優遇といひますか、待遇が与えられておるということに御了承を願ひたいのでございす。

○受田委員 今船員法九十五條に規定してあるその限度において、特に保険の切れた後においても使用者がめんどろを見つたという措置もあるのだからといひ、何だかこれまたいささか言ひのがれのような形におつしやつておられるのでありますが、この限度においてという言葉にも問題がございす。また実際にその適用を受けておる人がどのくらいあるかといふことに非常に不安があるのですが、先ほど船員法に規定された例の職務上の傷病者、特に一級に當る者などは、一体どのくらい政府としては適用者として認めておるのでございすでしょうか。

○久下政府委員 船員保険法に基いて、法律制定以来今日まで、現在障害年金あるいは障害手当金を支給いたしたものは、胸椎骨折、脊髄損傷といふような名前のがつておりますものが、

合せて二十件でございますが、そのうち障害年金一級一号——おそろくただいま御審議をされております法律の適用を受けるような傷害の程度の場合と認められます一級一号に該当いたしましたものは、従来わずかに二件にすぎないのでございます。これも業務上、職務上の原因といたしましては戦争危険ということ、二名の人が一級一号の障害年金を受けております。その他の腰椎骨折あるいは腰椎転換不能というので障害年金を受けておりますものは四件でございます。これは麻痺の程度の最低の六級に該当しておる人でありまして、その他の残りしましたものは、全部障害手当金、一時金を支給されておるものでございますので、従いまして、麻痺の程度はそれよりはるかにまだ低いものである。繰り返して申し上げますと、現在障害年金を支給しております人の中で、この法律に該当するであろうと推定をせられますものは二件でございます。

○受田委員 今の御答弁によると、一級一号に該当するものは二件というようなお言葉であつたやうであります。が、二件ということは、きわめて希有のことに属することでありまして、希有に属することを、いかにも職務上の傷害に対して手厚い手当をすることくに御宣伝になったので、こういう問題が残つておるのです。私は、きわめてまれな措置、一、二の全く例外的な措置をされたことが、この法律にうたつてあるりつばな恩典だというように御説明になったやうな気がしてならないのであります。もつと基本的に、船員法八十九条に規定する事項が船員保険法にはつきりと保証されるやうな措

置、この船員法と船員保険法の食い違ひといふものを是正する基本的な対策を、何かの形で現わしていただけないでしようか。この点と、もう一つは、このけい肺及び外傷性脊髄障害に關するこの法律にうたつてある船員の該当者を救済するのには、何かこの法律にうたふ必要はないか、あるいは船員保険法に具体的にさらにうたふ必要はないかといふことを確かめておきたいと思ふのであります。

○久下政府委員 まず私の立場から申し上げてみたいと思ひますが、先ほど私申し上げましたやうに、船員法の八十九条なり、あるいは九十三条なり、九十五条なり、一連の災害補償に關する規定と、現在の船員保険法の給付の關係におきましては、実質的な問題は別といたしまして、法律的には私は筋が通つておると考へておるものでございます。そこで、先ほど私が二件の事例があるといふことを申し上げましたのは、傷病名から推察いたしまして、この法律に關係がありやうな脊髄損傷と認められるやうなものだけを拾つたのでございまして、もちろん一般の職務上の傷病に対して年金または手当金を支給いたしておりますものは相当たくさん、おそらく千件に近くあると思つております。それを一々申し上げるに申し上げたのであります。何か非常に希有のやうに申し上げたのであります。問題の取扱ひ方は、私の考えを率直に申し上げますと、この法律のやうな特別な労働政策上の考へ方を、船員保険法の改正によつて解決するといふ行き方は、どうであらうかといふことを申し上げておるのであります。これはやはり船員労働政策という特別な建前か

ら、脊髄損傷について特別な扱いをするといふことでありますれば、まず現行の船員法に必要な改正を加えていただくといふことの方が筋であらう。私も、この扱いを船員保険法の改正でいたします限りにおきましては、筋としては、職務上の傷病は独立の扱いをせざるを得ないのではないかと、いふやうに考へておりますから申し上げたのでございまして、その意味におきまして、先ほど船員局長の御説明にもありましたやうに、船員法の改正がただいま慎重に検討されておる際でございますので、その際に御検討いただくべき筋合いではなからうか、このやうに考へておるのでございます。

○武田(元)政府委員 運輸省といつたしましては、船員保険法が船員法の裏づけをなす表裏一体で運営されるという原則を進めて参りたい。労働政策の立場から立つ船員法の裏づけとして船員保険法が運営されることを希望しておるわけでございます。運輸省の立場といたしましては、その線に沿つて措置がなされることを希望しておるわけでございますが、厚生省当局といふわけでございまして、船員法の改正につきましては、船員法によりまして、船員中央労働委員会に諮問をいたして、その答申を待つて政府が立案するといふことになつておりました。目下審議中でございますので、この答申を待たなければ改正に着手いたさないのではありませんが、われわれの運輸省事務当局としては、次の国会には船員法の改正を

提案したいといふやうに考へておるわけでございます。船員法の改正については、さやうに考へておりますが、根本的な考へ方といたしましては、ただいま申し上げたやうな考へ方でございます。

○受田委員 厚生省としては、船員法改正を運輸省にお願いして、外傷性脊髄患者なども、その方で一環の労働対策の立場から運輸省へ御苦勞願ひたいといふお氣持のやうですが、しかし、今当面この特別保護法によつて外傷性脊髄患者が救済される立法措置がなされやうとしておるときに、船員だけ例外であり得るやうなことであつたならば、これは非常に片手落ちだと思ふ。従つて、この際何らかの規定を、審議会の答申を待つことなくすべきであり、また厚生省としても、労働省としても、各省間の連絡によつてこの問題を政府原案の中に盛り込むべきであると思ひます。従つて、この際運輸省、厚生省、労働省の三者の話し合いによつて、この船員の場合、少数ではあるが、外傷性脊髄患者が発生するこの現実を、いかにして救済するかについての結論を早く出してもらいたい。それを立法の責任者となられた労働省において、局長より最後に御意見を伺いたいと思ひます。

○受田委員 運輸省では、船員局長さん、大へんお疲れでありましたやうが、この外傷性脊髄障害に當る人が、この船員保険法で何かの形で救われるといふやうに今御解釈のやうに思ひます。が、それをもう一度はつきりとした理由をお示しを願ひたいと思ひます。

○武田(元)政府委員 先ほど船員局長から御答弁いたしました。私の方には運輸省事務当局といたしましては、船員保険法三十一条第二号ただし書きの解釈によりまして、運用によつてまかない得るものと思つたのでございします。

○受田委員 その運用が、きわめて希有の例をもつて今お示しになりました。一級一号は二名といふやうな例をお示しになったのです。これは、今まで取り扱つた件数はそれだけだとおつしやるのですけれども、この少数の例外的な数字が、今後この法律の適用によつて是正されると解釈されますか、運用の面において私非常に不安があると思ふのです。この点、不安を一掃していただくやうな措置をとつていただかないと、責任転嫁のおそれが多分にあると思ふのであります。この点、いまだ一度安心のできる御答弁を願ひたいと思ひます。

○武田(元)政府委員 脊髄障害につきまして、船員法、船員保険法によつてこれを救済措置をする間におきましては、よく厚生省当局と打ち合せをすることにいたします。

○多賀谷委員 関連して、運輸省並びに厚生省にお尋ねしたいと思ひます。

○受田委員 今の御答弁によると、一級一号に該当するものは二件というようなお言葉であつたやうであります。が、二件ということは、きわめて希有のことに属することでありまして、希有に属することを、いかにも職務上の傷害に対して手厚い手当をすることくに御宣伝になったので、こういう問題が残つておるのです。私は、きわめてまれな措置、一、二の全く例外的な措置をされたことが、この法律にうたつてあるりつばな恩典だというように御説明になったやうな気がしてならないのであります。もつと基本的に、船員法八十九条に規定する事項が船員保険法にはつきりと保証されるやうな措

置、この船員法と船員保険法の食い違ひといふものを是正する基本的な対策を、何かの形で現わしていただけないでしようか。この点と、もう一つは、このけい肺及び外傷性脊髄障害に關するこの法律にうたつてある船員の該当者を救済するのには、何かこの法律にうたふ必要はないか、あるいは船員保険法に具体的にさらにうたふ必要はないかといふことを確かめておきたいと思ふのであります。

○久下政府委員 まず私の立場から申し上げてみたいと思ひますが、先ほど私申し上げましたやうに、船員法の八十九条なり、あるいは九十三条なり、九十五条なり、一連の災害補償に關する規定と、現在の船員保険法の給付の關係におきましては、実質的な問題は別といたしまして、法律的には私は筋が通つておると考へておるものでございます。そこで、先ほど私が二件の事例があるといふことを申し上げましたのは、傷病名から推察いたしまして、この法律に關係がありやうな脊髄損傷と認められるやうなものだけを拾つたのでございまして、もちろん一般の職務上の傷病に対して年金または手当金を支給いたしておりますものは相当たくさん、おそらく千件に近くあると思つております。それを一々申し上げるに申し上げたのであります。何か非常に希有のやうに申し上げたのであります。問題の取扱ひ方は、私の考えを率直に申し上げますと、この法律のやうな特別な労働政策上の考へ方を、船員保険法の改正によつて解決するといふ行き方は、どうであらうかといふことを申し上げておるのであります。これはやはり船員労働政策という特別な建前か

ら、脊髄損傷について特別な扱いをするといふことでありますれば、まず現行の船員法に必要な改正を加えていただくといふことの方が筋であらう。私も、この扱いを船員保険法の改正でいたします限りにおきましては、筋としては、職務上の傷病は独立の扱いをせざるを得ないのではないかと、いふやうに考へておりますから申し上げたのでございまして、その意味におきまして、先ほど船員局長の御説明にもありましたやうに、船員法の改正がただいま慎重に検討されておる際でございますので、その際に御検討いただくべき筋合いではなからうか、このやうに考へておるのでございます。

○武田(元)政府委員 運輸省といつたしましては、船員保険法が船員法の裏づけをなす表裏一体で運営されるという原則を進めて参りたい。労働政策の立場から立つ船員法の裏づけとして船員保険法が運営されることを希望しておるわけでございます。運輸省の立場といたしましては、その線に沿つて措置がなされることを希望しておるわけでございますが、厚生省当局といふわけでございまして、船員法の改正につきましては、船員法によりまして、船員中央労働委員会に諮問をいたして、その答申を待つて政府が立案するといふことになつておりました。目下審議中でございますので、この答申を待たなければ改正に着手いたさないのではありませんが、われわれの運輸省事務当局としては、次の国会には船員法の改正を

提案したいといふやうに考へておるわけでございます。船員法の改正については、さやうに考へておりますが、根本的な考へ方といたしましては、ただいま申し上げたやうな考へ方でございます。

すが、船員法の八十九条では、結局疾病がなるとまで療養するということになっていきますから、船員法を別に改正する要はないと思います。問題は、九十五条によつて、船員保険法によつてこの義務は免れているのですから、保険法の方を改正すればいいのではなからうか、かように私は考えるわけですが、一体どういふように保険局長はお考えになりますか、それから船員局長はどうお考えになりますか。

○久下政府委員 先ほど運輸省当局と微妙なところで意見の食い違いがあるようになつておりますが、先ほど来くどくど私申し上げておりますように、船員法と船員保険法とは、表裏一体の制度でございます。所管は分れておりますけれども、その意味におきまして常に連絡をとり、打ち合せをしつつ運用をしておりましてでございます。そこで、船員保険法でこの問題を特別扱いをするということは、私の考えを率直に申し上げますと、絶対に不可能と申し上げられますが、何分にも特別扱いをする部分について、特別な国庫負担もあるというふうなこともありますし、また考え方の相違かもしれませんが、私としては、船員の外傷性脊髄損傷がおもでありましようが、ともかくそれにつきまして特別な扱いをするということは、やはり船員労働政策の基本的な問題の一つであると考えられるものであります。この労働政策の所管をしておりません私どもの方で、厚生省所管の法律の改正によつて問題を解決するということよりも、この法律案に歩調を合せてそういう特別な労働立法をするということでありまして、これはやはり現在の制度の建前

上、各省所管の關係から申しまして、運輸省所管の船員法の中に特別な規定を設けるか、あるいは船員法の特別立法をするというふうな解決でいくのが筋だと私は考えております。なお、この点につきましては、船員局長からたびたび申し上げておりますように、両省間で十分至急にこれを打ち合せたいと思つております。

○武田(元)政府委員 運輸省の見解は、先ほど申しした通りでございます。厚生省の保険局長のような考え方もあり得ると思いますが、私の方の考えは前に申し上げた通りであります。が、なお、保険局長のお話のように、至急打ち合せをいたしたいと思つております。

○多賀谷委員 その点八十九条に、なおるまで療養するところというふうになつてゐる、九十五条で減免の措置を講じてゐる。それは船員保険法の保険によつて災害補償をするからと、このいふやうになつてゐるのです。そこで、このけい肺はないにいたしまして、でも、外傷性脊髄障害はおるまでやるといふ觀念ならば、保険法の方によつて特別の措置、すなわち、たとえば船員保険法四十条なら四十条に、三年以内に治癒せざるも、その期間を経過した場合において、こゝういふのをカッパ何かに入れてただし書きをつけるなり、そゝういふ措置ができないものだらうか、こゝういふやうに考えるわけですか。

それから労働省にお尋ねしたいのですが、船員法では、原則として疾病がおるまでということになつておるのですから、これ以上これを入れるというこゝとも、これまた実例立法としては無理なものではなからうか。そゝうする

と、むしろこの法律はこれだけを特別法をもつて、基準法並びに労災法、こゝういふ關係の適用者、さらに船員法關係の適用者もこの法律によつてやるのだといふことになれば、この法律に基いて実際の取扱ひを船員保険法でしてもらふ、こゝういふことになりはしないかと思ふのです。これはどういふふうになるとお考えですか、保険局長並びに基準局長にお尋ねいたします。

○久下政府委員 前段の問題、私から申し上げます。先ほど申し上げたことと重複を来たしますけれども、私は先ほど申し上げた通り、船員保険法の改正によつて措置することは、不可能とは考えませんといふことを申し上げたはずでございます。ただ、船員保険法の扱いの考え方といたしましては、特別な疾病、傷病につきまして特別な扱いをするといふこと、そゝういふ考え方を取り入れることは、いゝゆる労働政策そのものでございまして、船員保険を船員に対する労働政策を規定しておる船員法をそのまゝ引き継いでやるとすれば、職務上傷病全般についての扱いをせざるを得ないのでございまして、脊髄損傷だけを特別に取り上げてやるというこゝとは、船員法の建前としては無理ではなからうかといふことを申し上げておるのでございます。その辺のところは、私としては船員保険法がそゝういふところまで手を出すといふことにつきまして、若干の疑念を持つておりますので、先ほど来申し上げておるのでございます。

○富樫(總)政府委員 先ほど申し上げましたように、本法の対象労働者と船員とは、他の労働条件、労働保護措置におきまして、相當に法体系を載

然と區別してなされておるわけでございます。この法体系及び特別會計の扱い方において截然たる區別をされておりますので、船員につきましては、本法の精神にかんがみ、実質的にこれに下らざる保護措置が、その方の法体系において整備されることを強く期待するわけでありまして。

○多賀谷委員 法体系々々と言われまが、このけい肺並びに外傷性脊髄障害に対する特別保護法といふのは、これは国民病だ、こゝういふお話です。そこで、何もこれは基準法にそのまゝ乗つかる問題でなく、便宜的に基準法並びに労災法に、こゝに労災保険を使つてそゝうして政府が見てやる、こゝういふ形になつておる。ですから、船員の方に問題がありますのは、結局治癒するまで見てやる、こゝういふ規定があるから、こゝに法律關係が轉換するわけですけれども、これは何も労働基準法、労災法だけというわけじゃないのだから、本来ならばこの法律をそのまゝ——条文はもちろん直さなければならぬけれども、船員に適用して、そして船員保険法によつて取り扱わなければならないのじゃなからうか。もちろん、法律の改正は必要としますけれども、こゝういふやうに扱われるのはいじやなからうかと思ひます。と申しまゝすのは、船員法を改正するといひまゝしても、今こゝろ保険局長は言われまゝすけれども、これはちよつと常識上考えましても、なおるまで療養させてやるという文句をひねつてみましても、どうも条文として体裁が合わないと思ひます。その点船員法を改正しまして、法律としてどうもすつきりいかな

い。船員保険法だけ改正すれば、本法のどこかに、法律に根拠がないという問題が起るでしやう。なぜ保険経済としては外傷性脊髄障害だけを取り扱うか、こゝういふ疑問もあると思ひます。そこで、どこかに法律の根拠を求めなければならぬといふのなら、やはり労働省が今お出しになつておる法律に船員保険法を乗つけて、そゝうして船員保険によつて取り扱わせたがいゝ、かやうに考えるわけですが、もう一度基準局長の見解をお聞かせ願ひたい。

○富樫(總)政府委員 この法律は国家的ヒューマニズムの所産といふことで、建前は基準法、労災とは關係を遮断しておるのであります。法律技術的な行政技術面におきましては、一体不可分の關係になつておるといふことは、分担金の徴収あるいは監督の方式、それから會計の扱い方等におきまして明らかになつてございまして、もちろん船員につきましても、この法体系に乗せることが不可能とは申しませんけれども、それを不可能でないからといつて、技術的な無理を押し切つてやることは、こゝに非常な無理が生じ、行政運営の円滑さを非常に欠くことになると思ひます。従いまゝして、われわれといたしましては、船員法の方の体系において一つ適當な案を急速に考案せられて処理せられることを期待せざるを得ないのであります。

○多賀谷委員 具体的に申し上げますと、例の年金をもらつておるのですから、あるいは年金を給付する期間を二年間延期して、その間休業給付とさらに療養給付をもらふ、こゝういふことになると思ひます。そこで、實際問題と

しては、政府の費用の分担金の問題もありましたけれども、例の民主党と自由党で、予算で決定いたしました二分の一を支出するといひましたけれども、この二年間の給付に二分の一を出せばいいわけですから、そこで、従来すでに使用者が出してありますところの年金の分といへば、いわば療養給付も一部含んでいられるかと思ひますけれども、大体休業給付で考えていいのじゃないかと考えられるのですが、その点がきわめて明確ではないのです。しかし、何にいたしましても、療養給付分だけをプラス・アルファするの、あるいはやはり二年間療養給付分も、さらに休業給付分も二分の一を政府が負担すべきものかどうか、そこは政府当局で考えなければいけません。それは政府から出しているわけですから、要するに費用を給付保険の方に政府からお出しになつて、そして実際の問題を取り扱われたらいいと思ひます。私たちは本来ならば、いやくもこの法案がかかつておるときに、しかも今給員の適用について問題があるときに、この給員の問題を解決せずして通過さすわけにはいかないと思ひます。けれども、政府では具体的にどうしようかと思ひます。えに、そうしていつの時期に法律案の提出ができるのか、これを明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○富樫(總)政府委員 給員につきましても、先ほどから話のありましたように、給員法におきましては、そもそも基本的には業務上の疾病についてはなおるまで、あるいは死後までという基本原則があるわけですから、その基本原則がその保険法との関係において、ややいびつになつておるといふことでございますから、それさえ調整されれば、本法でどうもならない、非常に十分な措置が講ぜられるので、あえてこつちの方でこせこせいじり回すよりも、その方が非常に円滑にいひ、かつ十分にいく、その点につきましても、先ほど給員局長が、法改正につきましても次期国会までには善処したい、こういうことを申されておるわけでありまして、さういふ何とぞ御了承いただきたいと思ひます。

○受田委員 結局給員だけは次期国会までお預けということになるのであります。

○武田(元)政府委員 先ほど申しましたように、厚生省当局と至急打ち合せをいたしますが、給員法の改正も、今給員中央労働委員会審議中でございますが、給員法の改正を行ひますと、次期国会になります。具体的な給員の保護につきましては、現在のところ給員被害がないわけではございませんが、今後起つた場合も、三年間は給員保険でカバーされるわけでありまして、現実の問題としては、もし次の国会で給員法を改正する場合には、その間において保護の点においては欠けるところはない、こういうふうな考えでおります。

○受田委員 これもごくわずかな例外を今お取り上げになつて、現状においては別に措置しなくても、三年間は何かとかなるんだというお話ですが、問題は今二人はどおるわけですか。この二人の方々はどおる措置なんですか、それを一つ伺ひたい。

○久下政府委員 先ほど私が二人の事例を申し上げましたのは、年金給付の決定が、一人は二十二年の九月、一人は二十三年の三月にすでに決定いたしましたので、年金の支給中のものがございます。今日としましては、すでに療養給付の問題は、法の改正がありましても当然に起つてこないと思ひます。

○受田委員 大体、給員法と給員保険法は表裏一体なものであつて、給員法で規定する災害補償を給員保険がやつてくれるのですから、それは全く一本のものでなければならぬので、これが今ちうどはなつていふことは、これは重大な法的欠陥です。従つてこの法律を、いひゆるけい肺法を採決するまでに、願わくは、給員保険を何とかすればいいので、これは今の多賀谷君と同意見ですが、給員法をいじくるよりも、給員保険でその裏づけをすれば、この外傷性脊椎障害の八十九条が空文にならないような措置を給員保険の方できちつときめておけば、簡単に片づく問題だと思ひます。従つて、そういう点を十分三省間において御連絡をしていただきまして、法案審議の最終過程で、一日も早く結論をお出しいただくことを要望して、質問を終わりたいと思ひます。

○中村委員長 滝井義高君。

○滝井委員 まず先に、今の御質問に関連しますが、外傷性脊椎障害の範圍を、大体どの程度に持つていくか、この法律の予算面でも、どの程度の適用者が考えられるか。

○富樫(總)政府委員 外傷性脊椎障害につきましても、法律の第二条第四号に規定してあります。脊椎が完全に、またはこれに近い程度に――この近い程度にと申しますのは、医学的にまづ半身不随という程度のものを、この言葉で表現して了解してあります。この法律施行に關連いたしましたこの九月から年度内に打ち切り補償をなされて、本法によつて療養及び休業給付のなされる対象人員は二十四名と計算してあります。

○滝井委員 今、給員保険のことで一級一号はわずかに二件だ、こういうことですが、さういふように、せつかくさういふりつぱな法律ができたにもかかわらず、その対象者が二十四名だ、しかもそれは脊椎が完全に切斷をされたり、あるいはそれに近い程度に損傷される、こういうことになる、二十四名ぐらいでは非常に希有のことになつてしまふ。それに近い者は、いひゆる三年の障害打ち切りでそのまゝになつてしまふわけですね。私はこれは、もう五十歩百歩だと思ひます。これは脊椎のある程度の損傷が、完全とかあるいはそれに近い程度にいかなくとも、もうこれは不具廢疾、一生寝てやがて死ぬる者が多いですね。そうしますと、これは実は給員保険で気づいて、うっかりして私はこの二条の四についてはあまり議論をしなかつたのですが、これは私はもう少し程度を緩和する必要があると思ひます。保険局長にお尋ねしますが、現在この労災で、どの程度の者が外傷性脊椎障害の治療を受けておるのですか。大きな病院に行きますと、一人、二人は二年も三年もベッドを占領しておるといふ外傷性脊椎障害の患者といふものが、炭鉱あたりに行くところにも二名、三名はあるものです。さういふ人たちの多くは二年、三年寝るために補償ができて、その運命といふものはもう果かないものなんですね。ところが、今の御説明では全国において二十四名といふことです。そうしますと、この外傷性脊椎障害をわざわざけい肺と銘打つて出したその法律の効果といふものは、きわめて及ぶ範圍も少ないということになるわけですね。さういふことになると、われわれは、予算の問題もありませんが、ヒューマニズムの見地から考え直さなければならぬと思ひます。現在おわかりになつておる程度でけっこうです。急な質問でわかりかねるかと思ひますが、過去の実績等からも、これは労災の金を一番食ふものだと思ひます。心算しておりますが、およその過去の数字でけつこうですから御説明願ひたい。

○富樫(總)政府委員 こういう外傷性脊椎障害患者があまり多いといふことは、むしろ不幸なこと、少い方がいいと思ひます。過去基準法施行以来、外傷性脊椎障害にかかりまして打ち切り補償を受けた者が百七十七名でございます。そして現在療養中の者は百三十八名、そのうちこの九月以降年度内に打ち切られる者が二十四名、さういふふうな数字になつております。

○滝井委員 そうすると、現在療養中の百三十八名の中で、打ち切られる二十四名だけについてこの法律を適用するといふことですか。

○富樫(總)政府委員 百三十八名のうち、二十四名が年度内に打ち切られて本法の適用を受ける、残りの者は来年度あるいは再来年度にこの打ち切り補償を受けて、それから本法の適用を受ける、さういふことになるわけでありま

○清井委員 その百三十八名というのが、この法律に書いてある完全に、またはこれに近い程度に損傷した者の数になるわけですね。そうしますと、そのほかに、やはり脊髄損傷をこうむれば、もはや再起不能で歩行できないという者が相当多いのですが、そういうものはどの程度ですか。

○富樫(總)政府委員 今の私の言葉は、医者でないもので、しろうとで完璧な表現がしにくいのでございますが、おっしゃいますように歩行できないというような者は、従来からもこの症状に該当するといふ扱いにしておるものでございます。なお要しますれば、専門の医者から詳しく申し上げてもよろしゅうございませう。

○清井委員 次に一つ外傷性骨髄障害に対する専門的な見解を御説明願いたいと思ふのです。

次にお尋ねしますが、あなたの方の今までのいろいろな御説明によれば、このけい肺といふものは国民病だ、こういうことを一貫して御主張になつてきたわけですね。ところが、けい肺対策審議会の労働大臣に対する答申案によれば、労使あるいは学識経験者等は、やはり本法は職業的病としてのけい肺に対する保護措置として推進してもらいたいという意見を述べておるわけですね。こういう専門的な学者が職業病として保護措置をしてくれと言ふのに、なぜ政府の方はわざわざヒューマニズムの見地に立つた国民病といふむずかしいことを言わなければならぬのかというところですが、これを一つ明快にしたいと思ふのです。

○富樫(總)政府委員 この病気が、業務に基因する限りにおきましては、職業病と申すべきことは当然かと存するものであります。これを大臣が国民病と呼んだ意味合は、いわゆる一般的な意味合における国民病という定義とは、私も聞いておつて、やや異なると思ふのです。職業病ではあるけれども、しかし相当の予防措置を講じてもなかなか予防し得ないで、どうしてもかかる不治の病、そういう職業病などから、国家経済の存立上、また産業上の存立を認めざるを得ない、従つてこの病気がいふものは、その意味においては国民病、あるいは国家的にめんどろを見てやるべき意味合のものである。いわゆる一般に結核が国民病であるとか、何とかが国民病であるとかいう意味合とは違つて、そういう意味合いで表現したといふふうに私どもは了解しておりますし、先生にもさう御了承いただければと考えるわけでありませう。

○清井委員 国民病の定義をあなたの方が勝手に作られてゐる。結核も国民病である、社会的な疾患であるといふことは、日本の通念になつてゐる。そうすると、けい肺も国民病だといふことになつて、けい肺だけを二年間わざわざ国が二分の一出してやるという概念が出てくるならば、結核も当然二分の一出さなければならぬことになりませう。ところが、今度はあなた方が、しかしそれは職業病ではあるといふこともまた言つてゐる。ある場合には国民病と言つてのがれ、ある場合には職業病と言つてのがれ、場合によらず、これは現在の労働法上の概念からいへば、職業病であるといふ概念をどこかで区

切るところがなければならぬ。そうしないと職業病と言ひながら、国民病と言つて逃げる可能性がある。だから、結核その他の国民病といふものと區別して、けい肺といふものが、なるほど国民病的な要素を持つてゐる職業病だといふことをきめるならば、これは現在の労働法上の概念からだんだん詰めていけば、どうしても現在の労働基準法の十九条のあつた概念以外には出て来ない。それをあなた方は、わざわざ国民病だと言つて作られてゐる。しかし、これを勝手に作られるならば、結核についても、その概念を民主党政

府は適用してもらわなければならぬことになりませう。これはもう当然なんです。国民は何も自分がかりたいと思つて結核にかつたわけではない。正常な、健全な社会生活をしてゐるのに、いつの間にか結核菌が入つて結核になつた。ただ片一方は小さな粉塵であるか、小さな結核菌であるかといふ違いだけなんです。これはどちらも国民病といふ見地に立つたならば、なぜけい肺に国が二分の一出して、結核に出せないかといふその理論の説明が必要になる。結核が多いから出さぬ、けい肺は少いから出すのだという理論は立たない。これは国民病的な要素を持つた職業病だといふ概念が、どうしてもけい肺には出て来なければならぬと思ふ。こういうところを、清井さんも、国民病だといふからその通り承してくれと言つたつて、なかなか了承できなかつた筋を通らないのです。もつとはつきり筋を通して、結核とはどういふ理由で二分の一やれない、けい肺はこういふ理由で二分の一やれるのだ

という、もつと明白なところを出してもらわなければ困ると思ふのです。

○富樫(總)政府委員 結核の場合も、まれには業務上かかる場合もあり得るわけでありませうが、一般的に言ひまして、けい肺がいわゆる国民病と言われ結核と違ふゆゑのものは、業務に基因してかかるからでございます。一般的に業務に基因してかかる病名を職業病と呼んでゐるわけでありませう。そこで、けい肺は三年間職業病であつて、あとの二年後は職業病でなくなるというところではないのでございませう。職業病は職業病でございませう。それに対する使用者の無過失賠償責任は、基準法で他の職業病と同じように取り扱ふ。ただ、先ほど申しましたように、用語は御批判の余地もあると存じますが、そういう不治の病にかかるような産業を、元来国家は禁止をすべきものである、こう考えられるけれども、国家経済存立上やむを得ず認める以上は、そこに出てきた者について、事業主の無過失損害賠償責任を越える分につきましては、それを国が見てやるべきである。大臣が、できるならば全額国庫負担と言つたのは、そういう観点から出てゐるわけございませう。

○清井委員 どうもなかなか納得しにくいのですが、とにかくもう少し職業病の概念といふものについて、今後労働省はもつと明白に打ち出してもらう必要があると思ふのです。そういう希望を述べて次に移ります。

この法律では、いわゆるけい肺といふものは遊離性酸塵あるいは遊離性酸塵を含んでおるほこりを吸つて起つたものといふことになつておる。

そうすると、普通の石炭山に炭肺といふものがある。いわゆる炭塵沈着症、同じように繊維が増殖する形をとるのです。そうしますと、炭肺という病名をつけられたものは、けい肺とは違ふわけですが、この法律の適用を受けませうか。

○富樫(總)政府委員 純然たる炭肺は——私しろうとで詳しいことは存じませんが、医者の結論だけを申し上げますと、それは肺臓機能にそれ相應の障害をもたらしてしまつても、けい肺とは格段の差がある、こういうふうにいわれておるのであります。実は従来、これに戦前から数年前までの炭鉱においては、遊離性酸の粉塵がないのだから、レントゲンで出てくる結核像はすべて炭肺であるといふふうに過去においては誤まつて処理しておつたといふ場合が、率直に申しますと相当あつたかと思ひます。しかしながら最近におきましては、われわれの方で石炭山を巡回検診をいたしまして、現実に粉塵測定を切つて見なければ実際にはわからないのですが、現実の粉塵測定によりまして遊離性酸がある場合は、これは単なる炭肺でなく、けい肺であるといふ扱いにここ数年來は正いたしてあります。今後はこの法律におきまして、炭坑内も遊離性酸粉塵の飛ぶ作業場であるといふ前提のもとに扱いますから、数年前の過去におけるがごとく乱暴な誤まつた扱ひは、すつかり是正されると思つておるわけでありませう。

○清井委員 そうしますと、結論的に申しますならば、大体炭肺といふものは、遊離性酸を含む粉塵、こういう解釈のもとに、それはけい肺の取扱ひ

をしていくということですね。そうしますと、もう少しその範囲を広めて、いわゆる塵肺です。こりいうものは石炭山ばかりでなく、石綿、滑石、アルミニウム、黒鉛、鉄、バリウム等いろいろなところで塵肺が起つてくるわけです。こりいうものは今の石炭山における取り扱いと同じように、けい肺として取り扱ってもらえるかどうかということなんです。

○富樫(總)政府委員 他の塵肺とともに遊離けい酸粉塵が現実とその職場にある限りは、肺臓の中にできた結節像は、他の塵肺とともに遊離けい酸粉塵のためにできた結節像であると推定するほかはない。それを積極的にくつがえす根拠がない限り、他の塵肺であると同時にけい肺であるというふうに診断するほかはない、こりいうことである。

○滝井委員 きわめて明快になりましたので、次にお伺いいたしますが、いわゆる粉塵作業場に働いておつて今度離職をした。ところが、その当時はけい肺は一度ぐらいであつただけけれども、だんだん他の職場で働いておるうちに、どうもからだの調子が悪くなつたということ、たまたま身体検査を受けたという場合、これは一応職業病だということもありますが、政府の方では、こりいう粉塵作業場から離れて他の職についている離職者について、何か適当な行政措置によつて、身体検査をやつてやる便宜をはかつてやる意思があるか、あるいは具体的にどういう取扱いでそれをやられる所信なのか、これを一つ御説明願いたいと思います。

○富樫(總)政府委員 従来とも、こりいう方々が労災病院に來まして、健康診断を受ける場合が相当あつたように聞いております。その場合、診断の結果、けい肺になつておつたという場合には、労災病院におきましては、その診断の結果をさつくばらんに申しまして、便宜療養給付の中に含めて扱うことにしておると聞いておりますが、今後このけい肺病院は、公益法人たる労災協会に委託経営をさせています。こりいう場合に十分善処させる、こりいう行政措置を講じたいと考えております。

○滝井委員 これでよろしゅうござい

ます。
○中村委員長 それでは次会は明二十三日午後一時四十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十八分散会